

令和5年度支笏湖園地モラップ地区及び休暇村トイレ付き休憩所維持管理等業務仕様書

1. 業務目的

支笏湖園地（モラップ地区及び休暇村トイレ付き休憩所）において、施設の点検、清掃・除草作業等日常的な維持管理を行うことにより、施設が良好な状態で利用に供されることを目的とする。

2. 業務場所

支笏湖園地（モラップ地区及び休暇村駐車場内トイレ付き休憩所）（千歳市支笏湖温泉）  
（別添位置図）

3. 履行期間

契約締結日から令和5年11月30日まで

4. 業務内容（詳細は特記仕様書①及び②のとおり）

A. モラップ地区清掃等業務

公衆便所を令和5年4月21日から令和5年11月6日まで開所し、園地、園地駐車場、公衆便所において（1）（3）及び（4）の業務を行う。

（1）施設の供用開始作業

- ・施設の供用開始に際し、閉鎖期間中に各設備に破損が起きていないか点検するとともに、水出し作業及び受水槽の清掃を行うこと。

（2）作業時間

- ・原則として8時30分から17時00分までの間とする。

（3）施設の清掃等

ア. 園地及び園地駐車場の定期清掃

- ・清掃内容：園地及び園地駐車場の清掃
- ・清掃日数：定期業務（5～9月、4回/月） 計20回  
その他支笏洞爺国立公園管理事務所が緊急措置として要請したとき。

イ. 園地及び園地駐車場の除草

- ・除草内容：機械による芝刈り
- ・除草日数：6月、9月頃（2回/年） 計2回

ウ. 公衆便所の日常清掃

- ・清掃内容：床及び床以外の清掃（掃き掃除及び水拭き、衛生陶器洗浄、洗面台拭き、衛生消耗品補充及び汚物収集、鏡拭き等）

・清掃日数：

4月21日～9月30日 2回/日 163日間、計326回

10月1日～11月6日 1回/日 37日間、計37回 総計 363回

エ. 公衆便所の定期清掃

- ・清掃内容：床及び床以外の清掃（洗剤洗い及び洗剤拭き、衛生陶器類研磨等）

- ・清掃日数：毎月業務（1回/月）（5月～10月） 計6回

オ. 便所周辺の日常清掃

- ・清掃内容：地面の清掃（ゴミ拾い、ゴミ収集等）
- ・清掃日数：毎日業務（1回／日） 計 200 回

(4) 施設の閉鎖作業

11月6日に、閉鎖期間に各設備の破損がないよう、水抜き作業及び施設入口の閉鎖作業、その他設備の養生作業等を行う。

B. 休暇村トイレ付き休憩所管理業務

休暇村トイレ付き休憩所を令和5年4月14日から令和5年11月6日まで開館し、

(1)～(7)の業務を行う。

(1) 施設の供用開始作業

- ・施設の供用開始に際し、閉鎖期間中に各設備に破損が起きていないか点検するとともに、水出し作業及び受水槽の清掃を行うこと。

(2) 施設の開閉館

- ・原則として午前8時00分から午後4時00分までの間、施設を開館する。上記の開館時間に合わせ、施設の開閉館作業を行う。

(3) 施設の清掃

- ・原則として開館の都度館内の清掃を行うこととし、必要に応じ周辺の外構清掃を行う。清掃の期間は令和5年4月15日から令和5年11月5日までとする。

ア. 公衆便所の日常清掃

- ・清掃内容：床及び床以外の清掃（掃き掃除及び水拭き、衛生陶器洗浄、洗面台拭き、衛生消耗品補充及び汚物収集、鏡拭き等）
- ・清掃日数：毎日業務（1日2回）205日間 計 410 回

イ. 公衆便所以外の日常清掃（玄関ホール、展示休憩室）

- ・清掃内容：床の清掃（掃き掃除及びゴミ収集等）
- ・清掃日数：毎日業務（1日1回）205日間 計 205 回

ウ. 建物周辺の日常清掃（別紙の範囲）

- ・清掃内容：床の清掃（掃き掃除及びゴミ収集等）
- ・清掃日数：毎日業務（1日1回）205日間 計 205 回

エ. 建物内の定期清掃

- ・清掃内容：床の清掃（洗剤洗い及び洗剤拭き）及び床以外の清掃（洗剤洗い及び洗剤拭き）
- ・清掃日数：床の清掃業務 5月～10月（月1回） 計 6 回  
床以外の清掃 10月（年1回） 計 1 回

オ. 建物周辺の定期清掃

- ・清掃内容：草刈り及び落ち葉整理
- ・清掃日数：草刈り・落ち葉整理それぞれ月1回ずつ（5月～10月）  
計 12 回

(4) 施設等使用手続

ミーティングルーム等の使用に関する事務手続きを行う。

(5) 施設の点検

対象施設について、防火及び電気設備、給排水設備、展示物等の日常的点検を行い、異常を発見した場合には、速やかに環境省担当官（支笏湖管理官、以下省略）に連絡し、その指示に従うこと。なお、必要に応じて適切な処置を講ずること。

(6) 消耗品の交換及び光熱費の負担

蛍光灯、トイレトーパーや水石鹸・アルコール除菌液等の消耗品は清掃時に点検し、必要に応じ補充・交換作業を行うこととし、消耗品の経費は受注者の負担とする。また、対象施設の電気代等は近隣の宿舎事業者が一括して負担していることから、施設の開館と閉館の際に電気にかかる子メーターを確認、記録する。子メーターの数値をもとに当該事業者から電気代の請求があった場合は、その経費について受注者が負担するものとする。

(7) 施設の閉鎖作業

11月6日に、閉鎖期間に各設備の破損がないよう、水抜き作業及び施設入口の閉鎖作業、その他設備の養生作業等を行う。

5. 留意事項

- ・業務の実施に当たっては、善良な管理者の注意をもって誠実に行い、特に利用者の利用上の支障は最小限度にとどめるよう配慮すること。
- ・業務に従事する者は、腕章・ワッペン・名札等により業務従事者である旨明らかにすること。
- ・業務実施のために借用した鍵は、慎重に取扱い、業務に必要な時間と場所に限り使用すること。
- ・用水、電力の使用については、必要最小限度にとどめること。
- ・毎日の実施業務を業務日誌に記載し、毎翌月10日までに環境省担当官に提出すること。また11月分は閉鎖作業終了後、契約期間内に速やかに提出すること。
- ・施設の破損箇所等を発見した場合、又は不測の事態を生じた時には、速やかに監督職員に報告し、その指示を受けること。

6 その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない事由については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従う。

## 特記仕様書①

### 1. 件名 令和5年度支笏湖園地モラップ地区及び休暇村トイレ付き休憩所維持管理等業務 (モラップ地区清掃等業務)

#### 2. 業務内容(モラップ地区)

##### (1) 園地及び園地駐車場の清掃

- ・ゴミ箱周辺の消毒及び清掃を行うこと。
- ・園地及び駐車場内のゴミ拾い及び施設見回りをすること。

##### (2) 園地及び園地駐車場の除草

- ・除草は、別添図面の範囲内で行うこと。
- ・刈払機の使用は、刈払機取扱作業安全衛生教育を終了したものが行うこと。
- ・刈払機の使用に当たっては、安全確保を行うものを配置し、作業の安全確保及び公園利用者に危害が及ばないように留意すること。
- ・その他、安全上必要な対策を講じること。

##### (3) 公衆便所の日常清掃

- ・床の掃き掃除を行うこと。
- ・ゴミ入れ等の内容物を排出処理すること。
- ・衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用すること。
- ・床は、汚れの状況に合わせて洗剤拭きし、その後洗剤が残らないように拭き取ること。
- ・洗面台及び鏡は汚れの状況を把握し、金属部分の空拭き等、清潔の保持に努めること。
- ・換気扇フィルターに溜まったほこり等を清掃し、機能を保持すること。
- ・その他、管理上必要と思われる箇所等の清掃をすること。

##### (4) 公衆便所の定期清掃

- ・便器(大・小)については、汚れの状況に合わせて尿石、水垢等の研磨落としをすること。
- ・洗面所の陶器類は、水垢等の研磨落としをすること。
- ・床、壁面、窓、建具は、洗剤洗いし、その後洗剤が残らないように拭き取ること。
- ・照明器具、天井ルーバーは、洗剤拭きし、その後洗剤が残らないように拭き取ること。

##### (5) 便所周辺の日常清掃

- ・地面(コンクリート部)の掃き掃除を行うこと。
- ・ゴミ入れ等の内容物を排出処理すること。
- ・屋外作業が可能と思われる時は、草取り及びゴミ拾いをすること。

## 特記仕様書②

1. 件名 令和5年度支笏湖園地モラップ地区及び休暇村トイレ付き休憩所維持管理等業務  
(休暇村トイレ付き休憩所管理業務)

2. 業務内容(休暇村駐車場内トイレ付き休憩所)

### (1) 日常清掃

- ・床の掃き掃除を行うこと。
- ・ゴミ入れ等の内容物を排出処理すること。
- ・衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用すること。
- ・床は、汚れの状況に合わせて洗剤拭きし、その後洗剤が残らないように拭き取る
- こと。
- ・洗面台及び鏡は汚れの状況を把握し、金属部分の空拭き等、清潔の保持に努める
- こと。
- ・便器(大・小)については、汚れの状況に合わせて尿石、水垢等の研磨落としを
- すること。
- ・洗面所の陶器類は、水垢等の研磨落としをすること。
- ・その他、管理上必要と思われる箇所等の清掃をすること。

### (2) 定期清掃

- ・床・壁面・窓・建具は、洗剤洗いし、その後洗剤が残らないように拭き取る
- こと。
- ・照明器具・天井ルーバーは、洗剤拭きし、その後洗剤が残らないように拭き取る
- こと。
- ・換気扇フィルターに溜まったほこり等を清掃し、機能を保持すること。

### (3) 建物周辺

- ・床の掃き掃除を行うこと。
- ・ゴミ入れ等の内容物を排出処理すること。
- ・草刈り・落ち葉拾いについては5月、9月、10月に落ち葉拾いを行い、6月～8
- 月に草刈りを行うこととする。
- ・刈払機の使用は、刈払機取扱作業安全衛生教育を終了したものが行うこと。
- ・刈払機の使用に当たっては、安全確保を行うものを配置し、作業の安全確保及び
- 公園利用者に危害が及ばないよう留意すること。
- ・建物周辺は別紙作業範囲を参照とすること。

トイレ

園地・駐車場

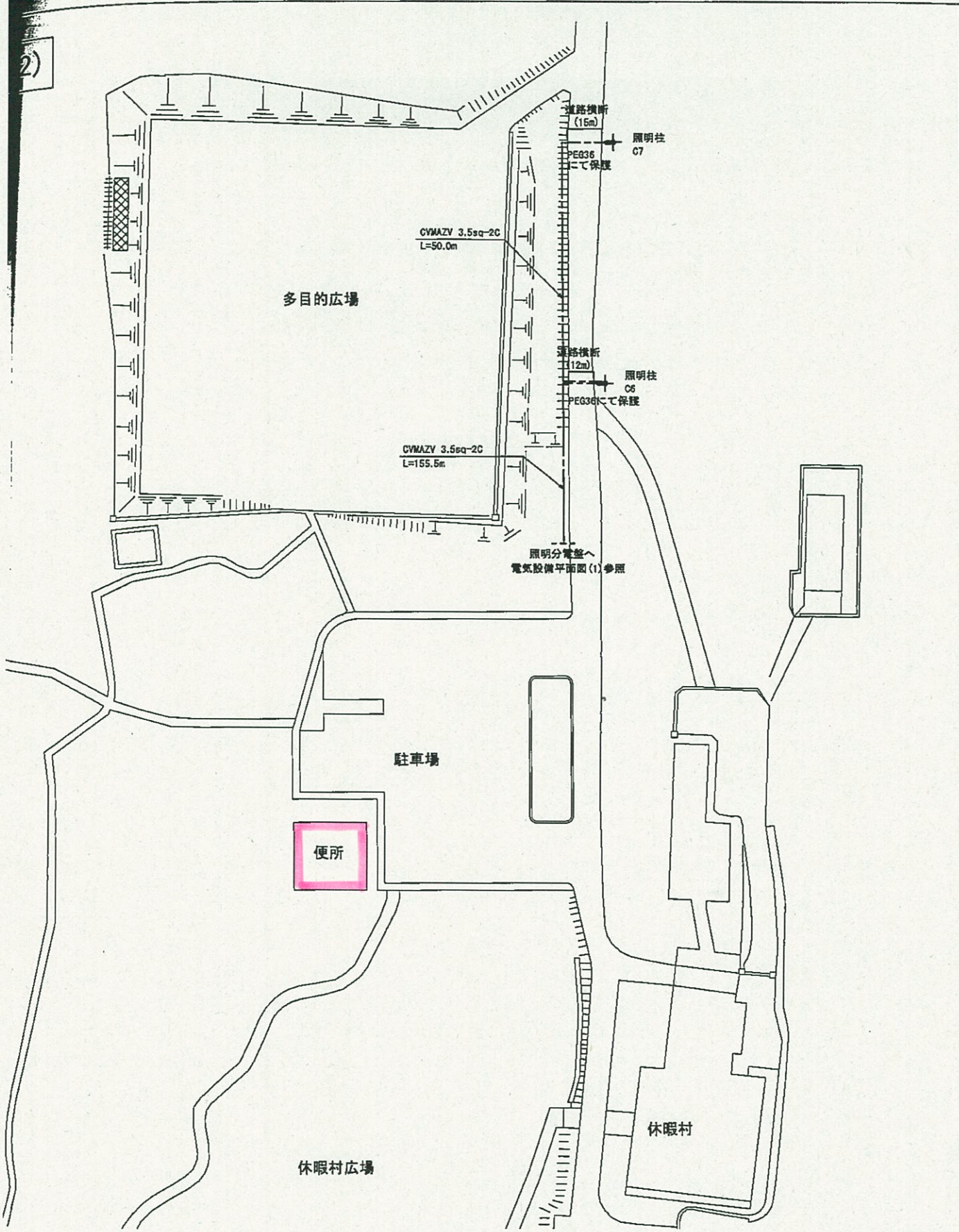
清掃面積: 1,616.0m<sup>2</sup>  
除草面積: 160.0m<sup>2</sup>

トイレ: 40.5m<sup>2</sup>  
周辺: 100.0m<sup>2</sup>

清掃面積: 2569.0m<sup>2</sup>  
除草面積: 2569.0m<sup>2</sup>

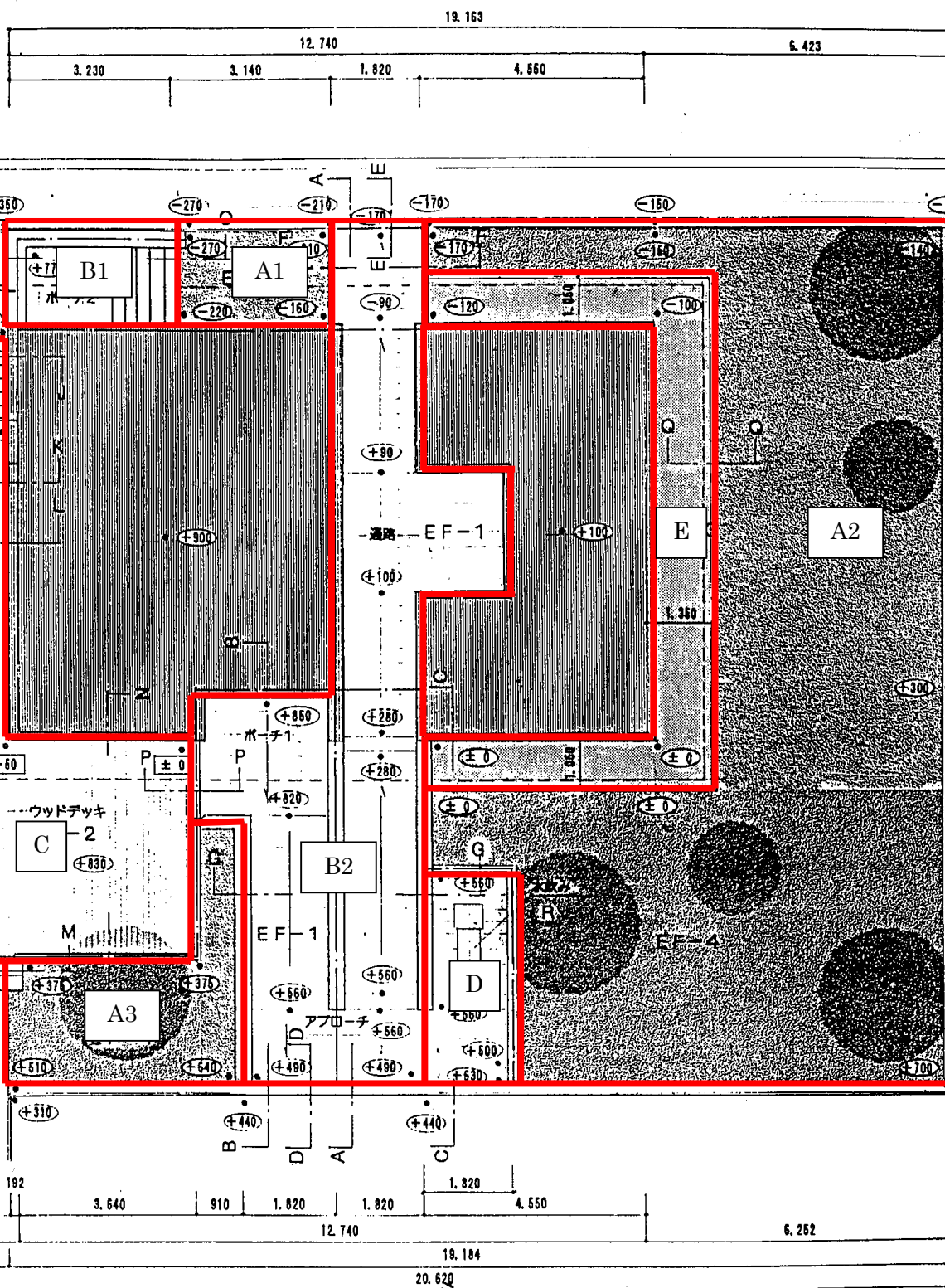
支笏湖モラップ地区 清掃範囲図

# 休暇村駐車場内トイレ付き休憩所 位置図



完成図

管理 番号	設計 事務所 北電総合設計株式会社 一般建築士事務所 北海道知事(石狩支庁) 登録第0804号	工事名	支笏洞窟国立公園支笏湖園地街路灯(LED)設置工事				北海道環境生活部 環境局自然環境課
平成23年2月 14枚/内 3号	管理 技術者 主任 担 当 設計者 氏名・印 (併置追加)	監理 技術者 参 事 主 幹 主 査 設 計					
平成21年 夜/内 号	平成21年 夜/内 号	電氣設備平面図(2)					



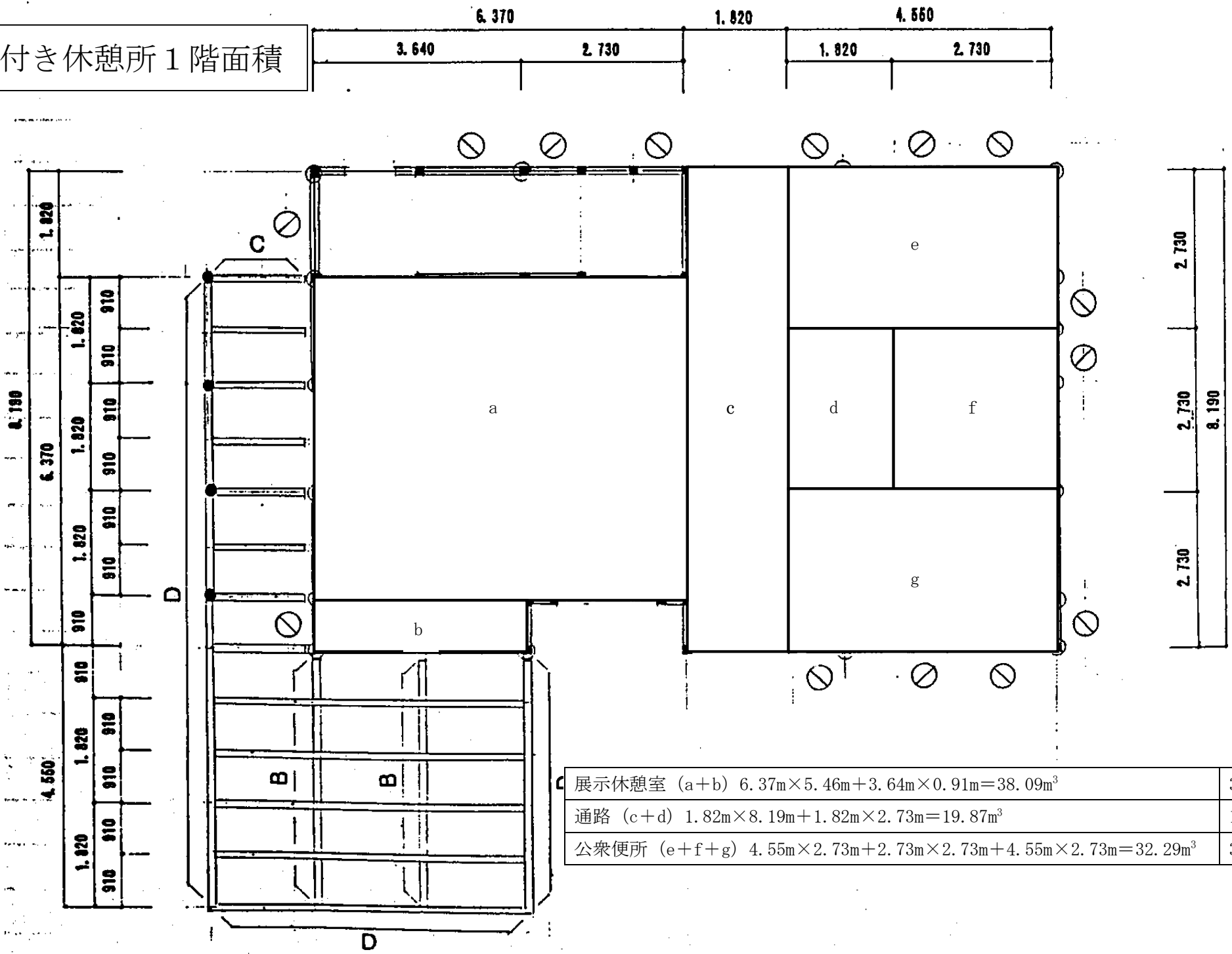
作業範囲 (屋外)

芝生 (A) A=143.2 m <sup>2</sup>	草刈り
ポーチ・アプローチ・通路 (B) B=60.13 m <sup>2</sup>	日常清掃
ウッドデッキ (C) C=39.74 m <sup>2</sup>	日常清掃
水飲み場 (D) D=8.33 m <sup>2</sup>	日常清掃
砂利敷き (E) E=23.66 m <sup>2</sup>	日常清掃

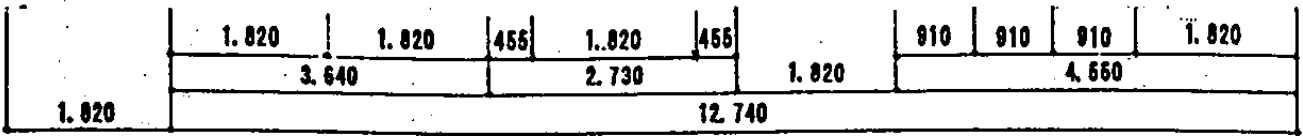
※すべての範囲において適宜ゴミ拾いを実施



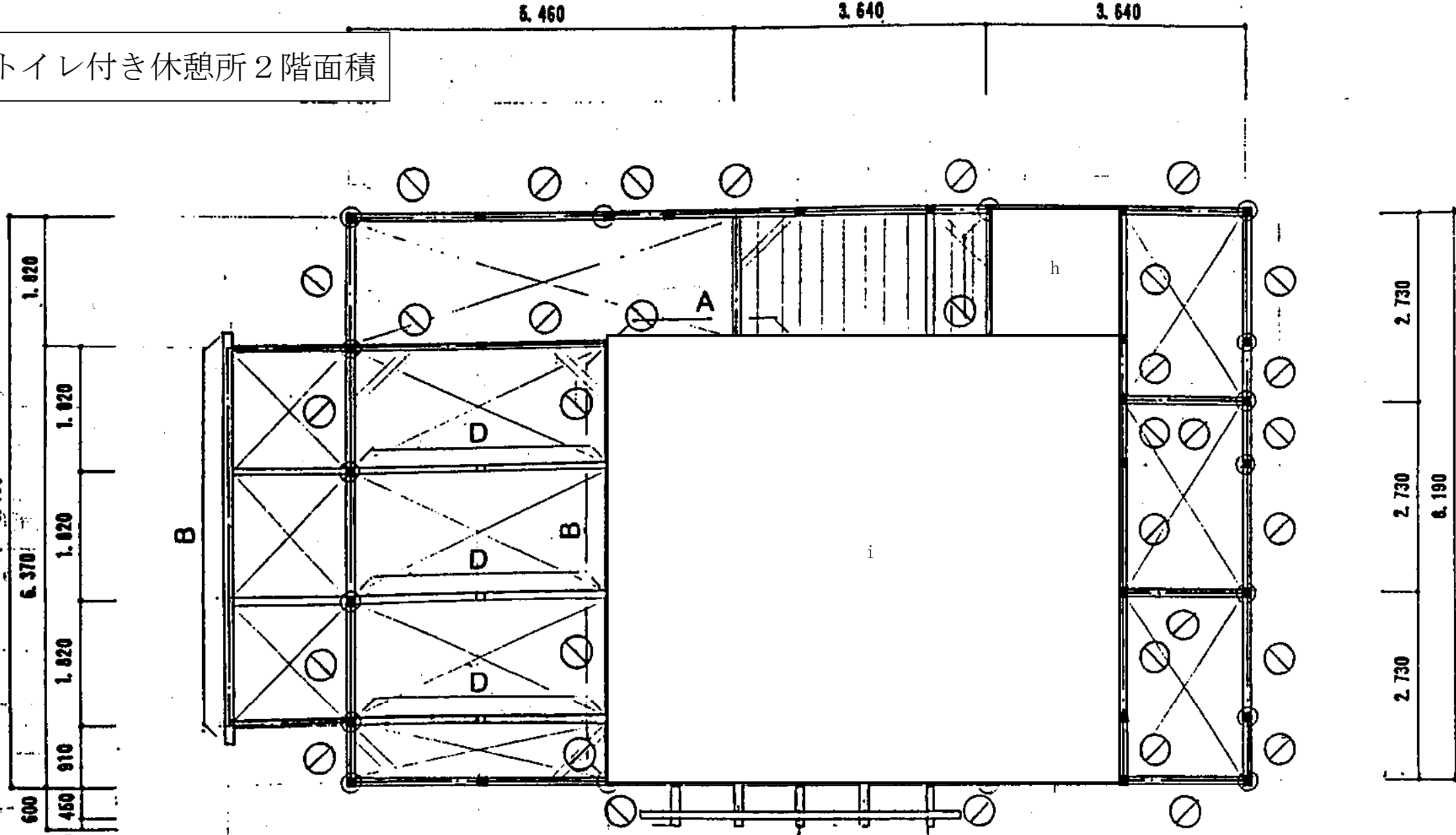
トイレ付き休憩所 1階面積



c	展示休憩室 (a+b)	$6.37m \times 5.46m + 3.64m \times 0.91m = 38.09m^3$	38.09m <sup>3</sup>
	通路 (c+d)	$1.82m \times 8.19m + 1.82m \times 2.73m = 19.87m^3$	19.87m <sup>3</sup>
	公衆便所 (e+f+g)	$4.55m \times 2.73m + 2.73m \times 2.73m + 4.55m \times 2.73m = 32.29m^3$	32.29m <sup>3</sup>



トイレ付き休憩所 2階面積



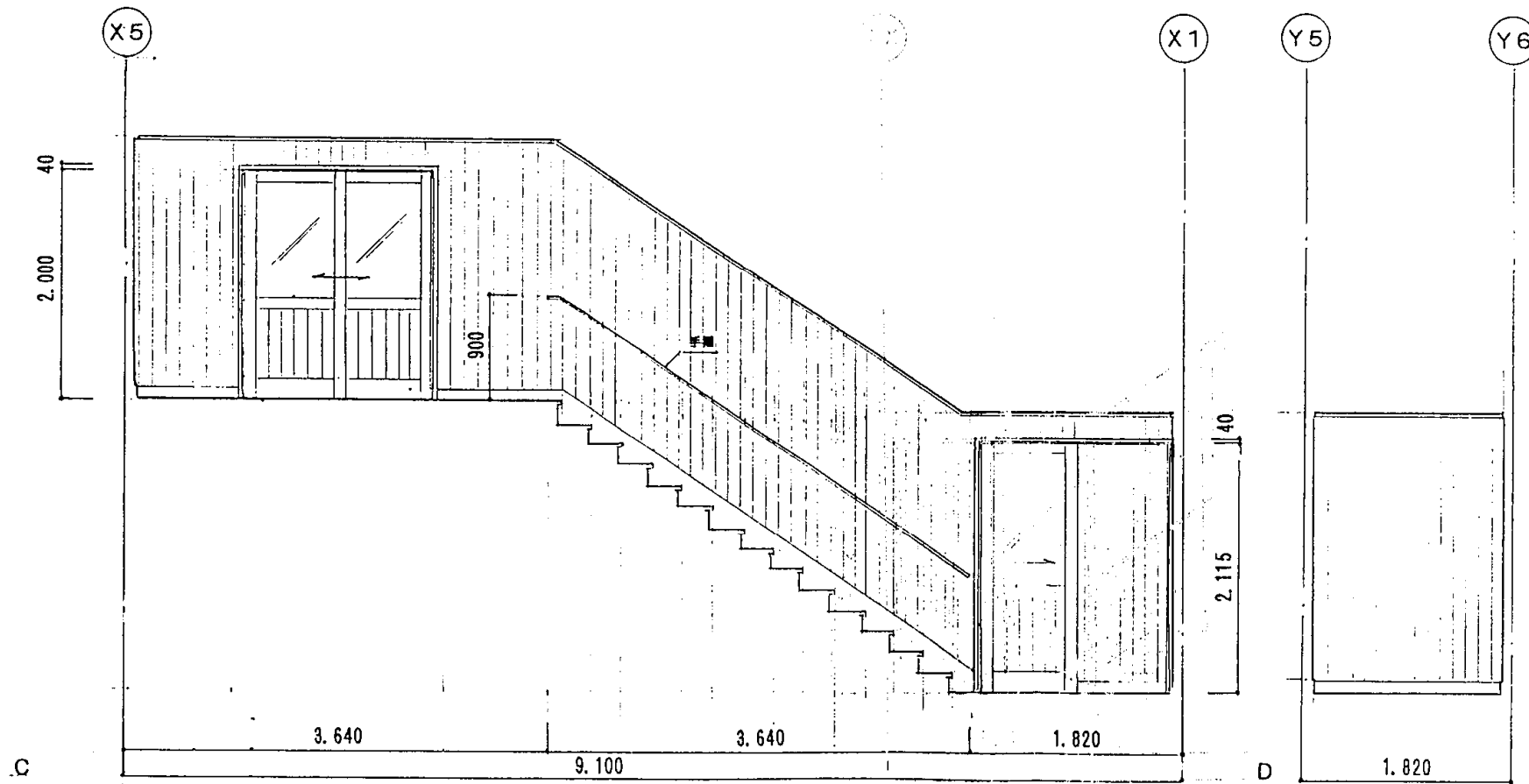
給湯室 (h)	$1.82\text{m} \times 1.82\text{m} = 3.31\text{m}^2$	3.31m <sup>2</sup>
ミーティングルーム (i)	$6.37\text{m} \times 7.28\text{m} = 46.37\text{m}^2$	46.37m <sup>2</sup>

455	910	910	910	910	455
-----	-----	-----	-----	-----	-----

1.820	1.820	2.730	1.820	910	910	910	1.820
3.640		6.460			3.640		
1.820		12.740					

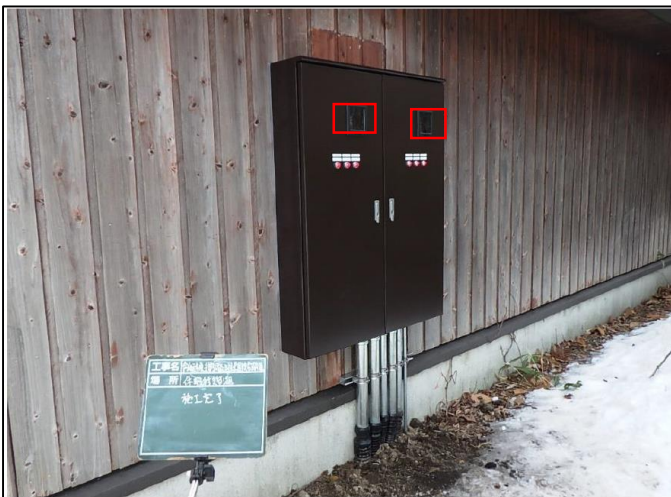
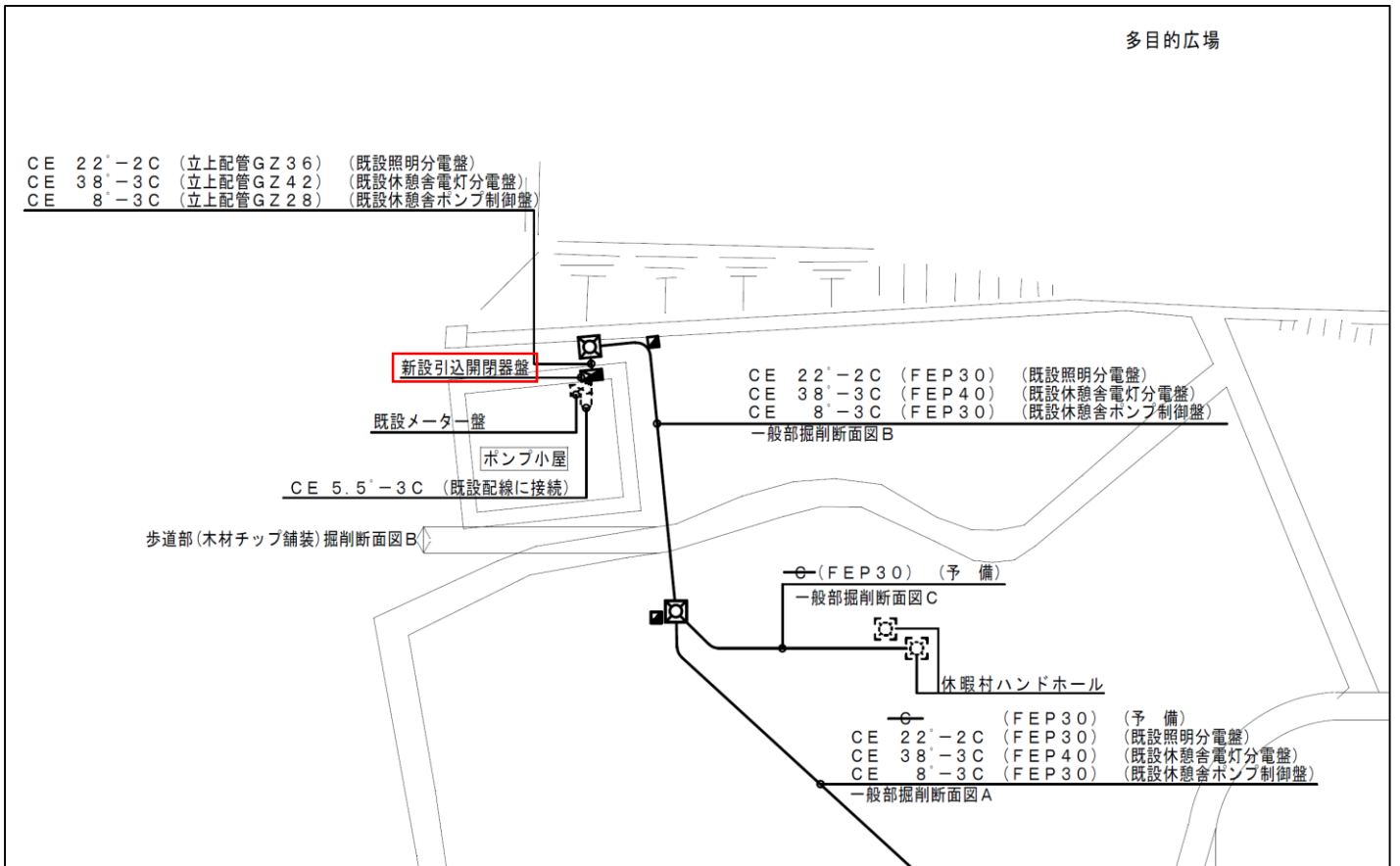
2.730	2.730	6.190
-------	-------	-------

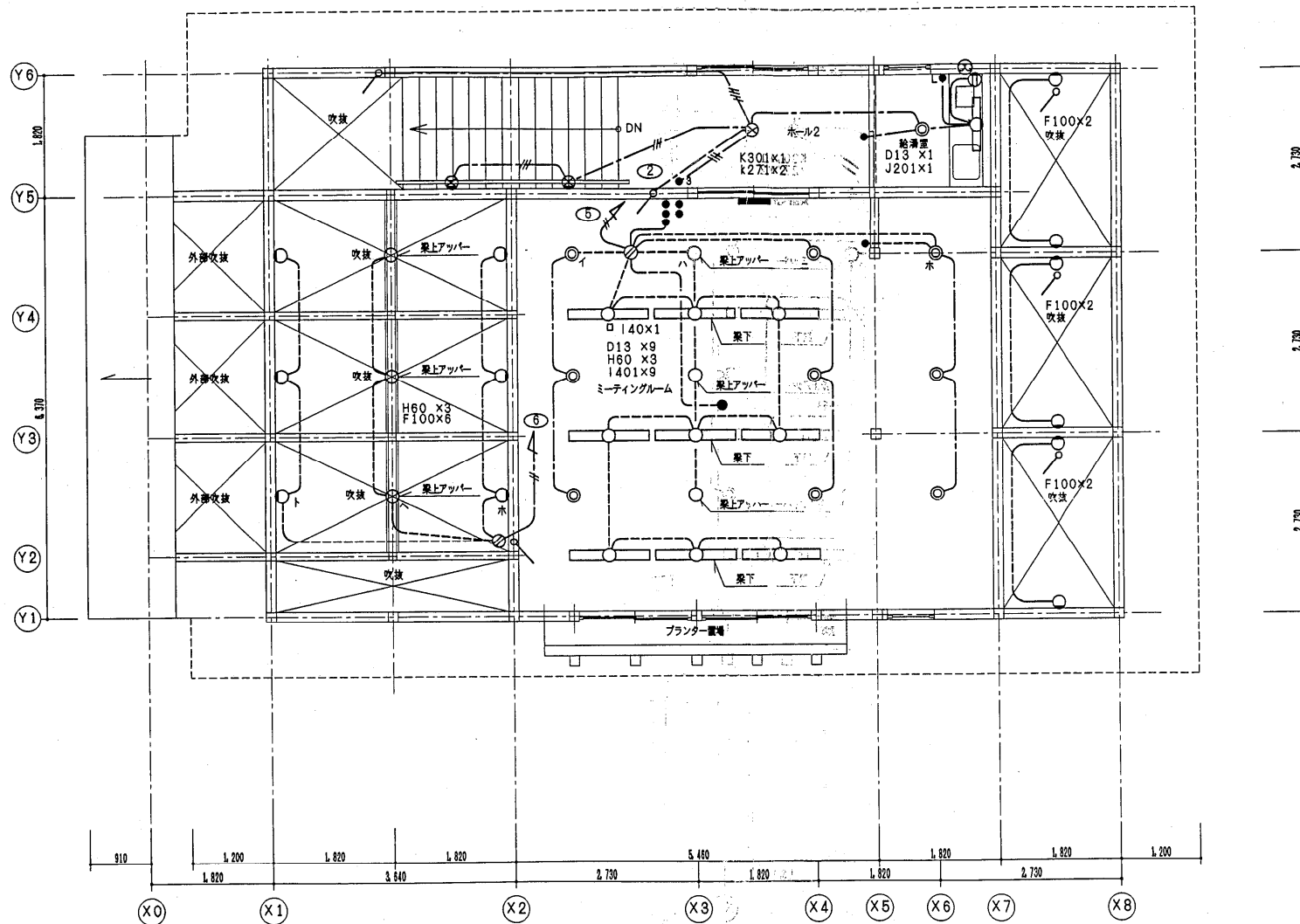
# ホール・階段面積



ホール	$3.64 \times 1.82 + 1.82 \times 1.82 = 9.93\text{m}^2$	9.93m <sup>2</sup>
階段	$3.64 \times 1.82 = 6.62\text{m}^2$	6.62m <sup>2</sup>
計		16.55m <sup>2</sup>

# 電気子メータ一位置図





水島設計担当 縮尺 1/50 設計年月日 平成11年3月11日	工事名称 支笏洞爺国立公園支笏湖園地工事 その2 休憩舎 図面名称 2階平面図 電灯設備図
--	--



# モラップ地区清掃等業務 業務日誌

年 月 日( )

作業従事者: \_\_\_\_\_

日常清掃		
公衆便所	便所周辺	
1日2回: 4月21日～9月30日 1日1回: 10月1日～11月6日 1回目( : ~ : ) 2回目( : ~ : ) 床及び床以外の清掃 <input type="checkbox"/> 掃き掃除及び水拭き <input type="checkbox"/> 衛生陶器洗浄 <input type="checkbox"/> 洗面台拭き <input type="checkbox"/> 衛生消耗品補充及び汚物収集 <input type="checkbox"/> 鏡拭き トイレトペーパー補充: _____ ロール	1日1回(毎日業務) 地面の清掃 <input type="checkbox"/> コンクリート部掃き掃除 <input type="checkbox"/> 草取り及びゴミ拾い <input type="checkbox"/> ゴミ収集	
定期清掃		除草
園地及び園地駐車場	公衆便所	園地及び園地駐車場
月4回(5～9月) <input type="checkbox"/> ゴミ箱周辺の消毒及び清掃 <input type="checkbox"/> ゴミ拾い及び施設見回り	月1回(5月～10月) <input type="checkbox"/> 洗剤洗い及び洗剤ふき <input type="checkbox"/> 衛生陶器類研磨	年2回(6月、9月頃) <input type="checkbox"/> 除草作業
特記事項		
例) 蛍光灯が点灯しない トイレ個室扉がたつき・鍵破損…など 日常清掃で気づいたことを記入		

# モラップ地区清掃等業務 業務日誌

年 月 日( )

作業従事者: \_\_\_\_\_

日常清掃		
公衆便所	便所周辺	
1日2回: 4月21日～9月30日 1日1回: 10月1日～11月6日 1回目( : ~ : ) 2回目( : ~ : ) 床及び床以外の清掃 <input type="checkbox"/> 掃き掃除及び水拭き <input type="checkbox"/> 衛生陶器洗浄 <input type="checkbox"/> 洗面台拭き <input type="checkbox"/> 衛生消耗品補充及び汚物収集 <input type="checkbox"/> 鏡拭き トイレトペーパー補充: _____ ロール	1日1回(毎日業務) 地面の清掃 <input type="checkbox"/> コンクリート部掃き掃除 <input type="checkbox"/> 草取り及びゴミ拾い <input type="checkbox"/> ゴミ収集	
定期清掃		除草
園地及び園地駐車場	公衆便所	園地及び園地駐車場
月4回(5～9月) <input type="checkbox"/> ゴミ箱周辺の消毒及び清掃 <input type="checkbox"/> ゴミ拾い及び施設見回り	月1回(5月～10月) <input type="checkbox"/> 洗剤洗い及び洗剤ふき <input type="checkbox"/> 衛生陶器類研磨	年2回(6月、9月頃) <input type="checkbox"/> 除草作業
特記事項		
例) 蛍光灯が点灯しない トイレ個室扉がたつき・鍵破損…など 日常清掃で気づいたことを記入		

# 休暇村駐車場内トイレ付き休憩所管理業務 業務日誌

年 月 日( )

作業従事者:

日常清掃	
公衆便所	公衆便所以外および建物周辺
1日2回(毎日業務) 1回目( : ~ : ) 2回目( : ~ : ) 床及び床以外の清掃 <input type="checkbox"/> 掃き掃除及び水拭き <input type="checkbox"/> 衛生陶器洗浄 <input type="checkbox"/> 洗面台拭き <input type="checkbox"/> 衛生消耗品補充及び汚物収集 <input type="checkbox"/> 鏡拭き      トイレトペーパー補充:      ロール	1日1回(毎日業務) 公衆便所以外 床の清掃 <input type="checkbox"/> 掃き掃除及びゴミ拾い  建物周辺 床の清掃 <input type="checkbox"/> 掃き掃除及びゴミ拾い
定期清掃	
建物内	建物周辺
月1回(5~10月) 床及び床以外の清掃 <input type="checkbox"/> 洗剤洗い及び洗剤ふき <input type="checkbox"/> 換気扇清掃	月1回ずつ <input type="checkbox"/> 草刈り <input type="checkbox"/> 落ち葉整理
特記事項 例) 開館・閉館作業実施 施設等使用手続き…など  蛍光灯交換:    本	施設異常: 例) 蛍光灯が点灯しない トイレ個室扉がたつき・鍵破損…など 日常清掃で気づいたことを記入

# 休暇村駐車場内トイレ付き休憩所管理業務 業務日誌

年 月 日( )

作業従事者:

日常清掃	
公衆便所	公衆便所以外および建物周辺
1日2回(毎日業務) 1回目( : ~ : ) 2回目( : ~ : ) 床及び床以外の清掃 <input type="checkbox"/> 掃き掃除及び水拭き <input type="checkbox"/> 衛生陶器洗浄 <input type="checkbox"/> 洗面台拭き <input type="checkbox"/> 衛生消耗品補充及び汚物収集 <input type="checkbox"/> 鏡拭き      トイレトペーパー補充:      ロール	1日1回(毎日業務) 公衆便所以外 床の清掃 <input type="checkbox"/> 掃き掃除及びゴミ拾い  建物周辺 床の清掃 <input type="checkbox"/> 掃き掃除及びゴミ拾い
定期清掃	
建物内	建物周辺
月1回(5~10月) 床及び床以外の清掃 <input type="checkbox"/> 洗剤洗い及び洗剤ふき <input type="checkbox"/> 換気扇清掃	月1回ずつ <input type="checkbox"/> 草刈り <input type="checkbox"/> 落ち葉整理
特記事項 例) 開館・閉館作業実施 施設等使用手続き…など  蛍光灯交換:    本	施設異常: 例) 蛍光灯が点灯しない トイレ個室扉がたつき・鍵破損…など 日常清掃で気づいたことを記入